

令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（一般補助・幼稚園経費）

処遇改善加算に係る事業報告書における留意事項について

1 事業報告書の提出について

○ 提出書類

- ① 事業報告書（全園（園毎に作成）提出）
- ② 変更事業計画書（様式1）
- ③ 総括表、上限額の算定、額の算定、実績報告書
- ④ 処遇改善が分かる資料

※②、③、④については、実績額が事業計画を下回る場合のみ提出すること。

※③の様式については、事業計画書として県に提出したものを使用してください。

※理事会・評議員会議事録が未提出の場合は、事業報告書と併せて御提出ください。

2 各様式の作成要領

① 事業報告書（全園提出）

○ 事業の実施状況

(1)～(4)のいずれか該当する項目に○を付ける。

(3)に該当する場合は、別途「変更事業計画書（様式1）」を作成すること。

※以下、②、③、④については、実績額が事業計画を下回る場合のみ作成すること。

② 変更事業計画書（様式1）

- ・「1 事業計画の変更点」に変更点の概要を入力する。
- ・「2 精算額 A」に実績額を、「3 既受領額 B」に交付済額を入力する。
- ・「4 差引返納額（B－A）」が自動反映されていることを確認する。

③ 総括表、上限額の算定、額の算定、実績報告書

- ・県に提出した事業計画書の「実績報告書」のシートの実績欄及び変更内容欄の青色セルを実績ベースで入力する。
- ・入力した内容が提出書類の実績額欄に自動反映されていることを確認する。

④ 処遇改善が分かる資料

- ・処遇改善が分かる資料（事業計画の変更箇所が確認できる資料）として、対象教職員の給与台帳又は明細等（処遇改善部分をマーカー等で明示すること）を添付する。

3 提出方法

郵送（ただし、提出書類が① 事業報告書のみの場合は、FAXによる提出可）

4 その他

実績額が事業計画額を下回る場合は、補助金の返納が生じるため、実績報告において、再算定を行い、別途返納の手続きについて通知いたします。

なお、事業計画を上回る改善については、補助金の追給は行いません。